



23都市住不第1347号
平成23年9月30日

社団法人 全日本不動産協会東京都本部
本部長 林 直 清 様

東京都都市整備局
住宅政策推進部不動産課長
奥 村



東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例の施行について

東京都の不動産行政につきましては、平素からご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記条例につきましては、平成23年3月18日に条例及び施行規則が公布、4月1日に施行されました。

また、23年度以降、

- ・23年6月28日 緊急輸送道路のうち特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要がある道路を特定緊急輸送道路に指定
- ・23年10月1日 敷地が特定緊急輸送道路に接する、昭和56年5月以前に新築された（旧耐震基準）などの条件に合致する建築物（特定沿道建築物）の所有者等から耐震化状況の報告書の受付を開始
- ・24年4月1日 特定沿道建築物の所有者等について耐震診断の実施義務化開始などの取組を開始し、緊急輸送道路沿道区域から段階的に耐震化の促進を図っているところです。

ついては、貴団体におかれましては、これら東京都の施策に該当する建築物に係る不動産取引に関与される際、説明するなどご配慮をいただくとともに、加盟会員に対しても周知をお願いいたします。

なお、条例、施行規則及び関連する取組みに関するお問い合わせは、下記にご連絡願います。

<p>条例等に関する問い合わせ先 市街地建築部建築企画課耐震化推進係 電話 03(5388)3362</p>

<p>本件送付元 住宅政策推進部不動産課調整係 石井 電話 03(5320)5072</p>
